2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者について、当該一方の締約国内において又は当該一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス（それらには、専用回線を含む。）へのアクセス並びにそれらの利用を確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a)　当該サービス提供者が当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b)　当該サービス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。

(c)　当該サービス提供者がサービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとすることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

3　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が国境内の及び国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの締約国又は世界貿易機関の他の加盟国においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4　3の規定にかかわらず、締約国は、次の目的のために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　通信の安全及び秘密を確保すること。

(b)　公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの利用者の個人情報を保護すること。

5　各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスを提供する責任、特に、当該提供者の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合

(b)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

6　5に定める基準を満たす場合においては、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

(a)(a)　公衆電気通信の伝送サービスの再販売又は共同利用の制限

(b)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(c)　必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及びこの附属書の第十三条に規定する目標の達成を促進するとの要件

(d)　公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件

(e)　専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続することの制限

(f)　届出、登録及び免許

第四条　競争条件の確保のためのセーフガード

1　各締約国は、サービス提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を採用し、又は維持する。

2　1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含める。

(a)　反競争的な内部相互補助を行うこと。

(b)(a)　競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(c)　不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の提供者がサービスを提供するために必要なものを、当該他の提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

第五条　再販売

一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者による再販売サービスの提供に対し、不合理な又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第六条　相互接続

1　一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送網の提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、自国の法令に規定する範囲内で相互接続を提供することを確保する。

2　各締約国は、自国の区域内における不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(b)(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づくこと。

(b)　当該主要なサービス提供者の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに対して当該主要なサービス提供者が提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(c)　他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(d)　要請があった場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

3　各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

4　各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が相互接続に関する協定又は接続約款のいずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

第七条　独立の規制機関

1　各締約国は、自国の電気通信規制機関がいずれの電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いずれの電気通信サービスの提供者に対しても利害を有しないことを確保する。

2　各締約国は、自国の電気通信規制機関が行う決定及び当該電気通信規制機関が用いる手続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

第八条　ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、反競争的とはみなされない。ただし、当該義務は、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

第九条　免許基準の公の利用可能性

1　電気通信サービスの提供のために免許が必要とされる場合には、各締約国は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a)　全ての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b)　個別の免許の条件

2　各締約国は、申請に係る決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に申請の結果を通知する。免許の申請を拒否し、又は免許を取り消す決定が行われる場合には、当該締約国は、申請者の要請に応じ、拒否又は取消しの理由を申請者に通知する。